

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和元年度 名古屋港港湾施設施工技術検討業務
業 務 概 要	本業務は、名古屋港の新たな港湾施設整備を行う上で、過年度の検討資料を収集するとともに、円滑な港湾整備を実施するための課題整理、施工検討を実施し、施工計画立案を行うものである。
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 鎌田 一郎 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 年 月 日	令和 元年 9月30日
契 約 業 者 名	一般財団法人 港湾空港総合技術センター
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区霞が関3丁目3番1号
契約金額（税込み）	¥17,050,000
予定価格（税込み）	¥17,141,127
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	-
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和 元年 9月30日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 2年 3月23日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和元年度 名古屋港港湾施設施工技術検討業務

2. 選定理由

本業務は、名古屋港の新たな港湾施設整備を行う上で、過年度の検討資料を収集するとともに、円滑な港湾整備を実施するための課題整理、施工検討を実施し、施工計画立案を行うものである。

本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。

審査の結果、「一般財団法人港湾空港総合技術センター」を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、「一般財団法人港湾空港総合技術センター」と随意契約するものである。

